

記者発表資料

永田クラブ
経済研究会
国土交通記者会 へ貼り出し



平成26年9月2日
内閣府（防災担当）

「津波防災の日」におけるシンポジウム開催について

津波災害による人的被害については、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難により大幅に軽減することが可能です。平成23年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」においても、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、11月5日を「津波防災の日」と定めています（注）。

このため、内閣府では、国民の津波防災に対する意識を高めるために、11月5日の「津波防災の日」に、仙台市においてシンポジウムを開催いたします。

このシンポジウム開催を契機として、広く国民に対する津波防災に関する普及啓発をより効果的に行うために、フィギュアスケートの羽生結弦選手を「津波防災大使」に任命することにいたしました。羽生選手には、11月5日のシンポジウムにおいてメッセージを発信していただくことを始めとして、今後、津波防災の普及啓発に御活躍いただく予定です。

（注）1854年11月5日の安政南海地震で和歌山県を津波が襲った際に、収穫した稲の束（稲むら）に火をつけ、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんで、11月5日を「津波防災の日」とした。

以上

<本件問い合わせ先>

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発連携担当）付
担当 三浦、藤永
TEL 03-3502-6983
FAX 03-3581-7510

「津波防災の日シンポジウム」について

1. 津波防災大使の任命

- ◆ 羽生結弦選手を津波防災大使に任命。今後継続して、津波防災の日や津波防災に関する普及啓発を行う際に、御活躍いただく。

2. シンポジウム実施概要（予定）

目的

津波災害による人的被害については、住民一人ひとりの迅速な避難により大幅に軽減することが可能。国民の津波防災に対する意識や津波避難に係る自助の対策の定着を図るため、11月5日の「津波防災の日」にシンポジウムを開催。

対象

防災に関する取組みをされている方や津波被害が想定される地域の方を中心に、全国の一般の方を対象。

日時・会場

11月5日(水)13:00～17:00 於 ウェスティンホテル仙台（宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1）

プログラム

◆パート1 主催挨拶、基調講演など

- ◆羽生結弦選手からのビデオメッセージ
- ◆室崎益輝氏(兵庫県立大防災教育センター長)による基調講演

◆パート2 実体験から津波被害のイメージを醸成

- ◆津波防災啓発のビデオ上映
- ◆東日本大震災被災者の生の声から、津波被害をイメージしてもらう。

◆パート3 津波防災行動定着の全国への発信

- ◆津波防災に関する有識者及び全国各地域で津波防災対策を実践している防災リーダー代表によるパネル・ディスカッションを行う。

参加方法

参加費 : 無料
定員 : 700名(定員になり次第締め切り予定)
応募受付: 9月中旬を目途に、下記のURLにて応募受付開始予定
(URL:<http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/tsunamibousai/tsunamibousaiday.html>)

11月5日は
津波防災の日

津波防災の日について

津波対策の推進に関する法律の制定

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓として、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定された。

同法では、津波対策に関する観測体制の強化、調査研究の推進、被害予測、連携協力体制整備、防災対策の実施などを規定するとともに、11月5日を「津波防災の日」と定めた。

津波防災の日(11月5日)

11月5日の「津波防災の日」には、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、全国各地で防災訓練の実施やシンポジウム等を開催している。

「津波防災の日」の由来

1854年11月5日の安政南海地震(M8.4)で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」※の逸話にちなんだ日である。

※小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)が「稲むらの火」の逸話をもとに「A Living God」を書いた